

第32回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：令和元年9月6日（金）

開会 午前10時30分

○事務局（中野課長代理） お待たせしました。定刻となりましたので、ただいまから第32回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行をさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます環境局事業部事業管理課長代理、中野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、ただいまご出席していただいております委員の皆様方につきましては、委員7名全員が出席していただいております。大阪市路上喫煙対策委員会規則第2条第2項の規定により、本会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

ここで、傍聴者の皆様をお願いいたします。あらかじめ事務局のほうから配付しました傍聴要領に従っていただき、傍聴の方の発言などは認めておりませんので、お静かに傍聴のほうをしていただきますよう、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

また、本日1社の取材が来ておられます。撮影を求められておりますが、報道関係者の皆様にはあらかじめ事務局のほうからご説明いたしましたとおり、取材に当たりますでは会議の進行の妨げにならないよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局長、青野よりご挨拶申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○青野局長 環境局長の青野でございます。

第32回大阪市路上喫煙対策委員会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、ご多用の中、本委員会にご出席を賜り、まことにありがとうございます。

去る3月19日に諮問いたしました北区JR大阪駅、阪急梅田駅周辺地域並びに天王寺区、阿倍野区天王寺駅周辺地域の新たな禁止地区指定につきまして、7月4日の

委員会では、禁止地区指定に当たりまして啓発の方法あるいは喫煙場所、喫煙設備のあり方などについて活発にご議論をいただきました。本日は、前回の委員会で意見がございました受動喫煙や喫煙マナーなどに係る市民の声の内容、あるいは喫煙設備の設置状況と今後のあり方について事務局よりご説明をいたしますとともに、これまでの委員会でのご議論を踏まえまして答申案をご用意いたしましたので、委員の皆様方にご確認、ご意見を賜りたいと考えております。

また、路上喫煙につきましては、9月3日に開催されました市会環境対策特別委員会におきましても、禁止地区のさらなる拡大を求める意見が出されましたほか、たばこの火や煙が子供たちに与える影響といった安心・安全に関する質疑が行われるなど、改めて喫煙対策への市民の関心の高さがわかったというような状況になってございます。

また、来年には東京オリンピックが開催され、その後、2025年にはここ大阪、関西万博が開催される予定になっておりまして、大阪を広く国際的にアピールするという機会がございます。さらなるイメージアップを図るためにも、路上喫煙対策をより一層進めていく必要があると考えてございます。

委員の皆様方におかれましては、本日も活発なご議論をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○事務局（中野課長代理） ありがとうございます。

それでは、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元の大阪市路上喫煙対策委員会委員名簿の順にご紹介させていただきます。名前のみご紹介させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、太田委員でございます。

○太田委員 太田でございます。よろしくお願いたします。

○事務局（中野課長代理） 黒坂委員でございます。

- 黒坂委員 黒坂です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 清水委員でございます。
- 清水委員 清水です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 中野委員でございます。
- 中野委員 中野でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 平井委員でございます。
- 平井委員 よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 藤田委員でございます。
- 藤田委員 藤田です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 山西委員でございます。
- 山西委員長 よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 続きまして、事務局のご紹介をさせていただきます。
改めまして、環境局長、青野でございます。
- 青野局長 青野です。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 環境局事業部長、深津でございます。
- 深津部長 深津でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 環境局事業部事業管理課長、西尾でございます。
- 西尾課長 西尾でございます。よろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 北区役所政策推進課長、高村でございます。
- 高村課長 高村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（中野課長代理） 天王寺区役所企画総務課長代理、尾古貴でございます。
- 尾古貴企画総務課長代理 尾古貴でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
す。
- 事務局（中野課長代理） 阿倍野区役所地域まちづくり担当課長、松下でございます。
ます。

○松下課長 松下でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） 健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長、林でございます。

○林課長 林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） また、これまで路上喫煙対策にとともに取り組んでまいりました危機管理室、消防局につきましてもご出席いただいております。

それでは、ここで山西委員長にご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○山西委員長 委員長の山西です。おはようございます。

まだまだ残暑が厳しく、大変ですけども、どうか今日も皆さん、忌憚なくご意見をいただいて、意見を交換した上で、答申案等も出ておりますので、それについて結論を出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（中野課長代理） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、ここでお手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

初めに、本日の路上喫煙対策委員会次第でございます。次に、先ほどご覧いただきました委員名簿と本日の配席図でございます。次に、第32回大阪市路上喫煙対策委員会資料と記した1枚もののペーパーを表紙にしまして、黒色のクリップでまとめさせていただきます。クリップを外していただきますと、資料番号ごとにまとめた資料でございます。資料1といたしまして、「市民の声について」と書かれた資料と、資料2といたしまして、「喫煙設備について」と書かれた資料でございます。資料3につきましては、「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）について（答申案）」でございます。さらに、参考資料としまして、条例、規則等をまとめたものをお配りしております。委員の皆様につきましては、たばこ市民マナー向上エリア制度応募団体

資料もお配りしております。資料に漏れはございませんでしょうか。

それでは、これ以降の議事につきましては、山西委員長に進行をお願いしたいと存じます。

委員長、よろしく願いいたします。

○山西委員長　それでは、早速議題に入らせていただきます。

1つ目の議題である「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域、天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域）に関する市民の声について、事務局のほうからご報告お願いいたします。

○西尾課長　環境局事業管理課長、西尾でございます。本日はよろしく願いいたします。失礼ですけれども、着席させていただいてご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料ですけれども、第32回大阪市路上喫煙対策委員会資料の表紙をめくっていただき、資料1をごらんください。

表紙をめくっていただきましたら、「市民の声」の項目別件数についてということでご資料をご用意させていただきました。前回の本委員会におきまして、受動喫煙等々、いろいろ市民の声も上がっているということの中で、数量的な分析というか集計の部分と、あとストレートに市民の方からどのようなことを言われているのか、またそれに対して大阪市がどのような考え方を持っているのかという部分について、次回の本委員会のほうに報告してほしいという要請がありましたのでご用意させていただいた部分でございます。

この資料ですけれども、禁止地区の拡大要望というカテゴリー、また受動喫煙、喫煙マナー、ポイ捨て等についてのカテゴリー、その他という部分で、それぞれ中项目的な分類とかもある中で、実は平成30年度から1月まで、4月から1月までという部分につきましては、第30回の本路上喫煙対策委員会のほうに資料としてお示しさせていただいていまして、今回、その時とちょっと違いますが、真ん中の部分で受動喫煙についてという項目、ここをさらに小分類化というんでしょうか、健康被害に

ついてという部分と禁止地区内の喫煙設備について設置反対というご意見、その他というカテゴリー、この3つの部分、前々回30回的时候にはお示ししておりませんでしたけれども、今回は健康被害の関係とかという部分でご指摘等ありましたので、ここ、詳細分類に分けた上で、改めて当時の数字の部分について一旦お示しさせていただきましたということ。

その右側ですけれども、平成30年度、年度間の集計、4月から3月末までの部分として、1月までに開示させていただいた部分がどのようになっているのかというのが見えるような形で集計させていただいております。1月までの部分でしたら、合計の件数、意見そのものにつきましては262件、それが1年間で304件ということで、40件ほど増加していたという状況がございます。また、令和元年度4月から7月末の分ですけれども、今年度の状況につきましても、あわせてお示しさせていただきました。

ここの部分ですけれども、特徴的な部分として、やはり受動喫煙についてという部分、ことしの4月から7月というのがやはり去年1年間より多くなっているような状況がございます。4月から5月にかけてパブリックコメントも実施させていただいたというようなことで、非常にこの新たな禁止地区の指定に当たって、市民の皆様の注目も浴びているというような状況の中で、パブリックコメントに対する市民の方のご意見だけでなく、もともと大阪市の制度としてあります市民の声、ここのほうにもやはりご意見が寄せられているのかなというふうにも実感いたしておるところでございます。

そうした中で、健康被害につきまして、30年度では、去年17件の要望なり苦情というような形がございましたけれども、4月から7月で既にもう15件来ておる状況がございます。

また、昨年度1年間では、禁止地区内の喫煙設備について設置反対という意見は、市民の声としては届いておりませんでしたけれども、やはりこの新たな禁止地区の指

定ということでパブリックコメントもやったということの中で、こうした部分について反対であるという意見が掘り起こされたというのでしょうか、11件寄せられたところでございます。

また、その他につきましては、いわゆる煙が、においとかの関係で気になるということで、健康被害以外の部分でもいろいろご指摘等もありまして、そうした部分につきまして、昨年度1年では7件、この4月から7月では5件というような状況になっていることになっております。

また、喫煙設備、灰皿撤去の要望なのですが、これは広く一般のコンビニエンスストア前とか店舗さんの前とかいうところで、いわゆるお客様のサービスという観点で置かれているのでしょうかけれども、そうした部分についての意見がやはり非常に1年間通しては昨年度も多うございまして、50件というような状況。これに対して今年度、4月から7月については5件というような形で上がっておりまして、後からちょっと個々具体の設問、市民からの声、それに対する本市の回答とかにつきまして、今回ご用意させていただきましたのが重立った意見ということで、この受動喫煙の中での健康被害についてということ、それとその他の部分での気になるというようなところ、それと喫煙設備、灰皿撤去の要望というような部分で、具体の市民からのストレートなご意見、それに対する本市の考え方は、次ページ以降で記させていただきます。

そうしましたら、次のページをご参照ください。

ここにつきましては、先ほど申しましたけれども、具体的な市民の意見、どのような声が届いているのか、それに対して大阪市はどのような考え方、答えているのかということで、重立ったものを今回ご用意させていただいています。

大阪市のホームページ、一番上のところに大阪市のマークと、その下に、いわゆるインターネットの中でホームページのトップページをクリックしていただいて、市政という部分、項目ありまして、そこをクリックして、市政に参加、その次が、皆さん

の声をお寄せくださいというところがありまして、その中でお寄せいただいた市民の声という中で、いろんな項目、環境・ごみ、そこをクリックしましたら、個々別々の市民からの声のタイトルが出まして、それでそのタイトルにつきまして、いつ要望が寄せられたのか、また回答したのがいつなのかという、それとあと開示したのがいつなのかというような表示がありまして、個々別々に気になる項目の部分をクリックいただきましたら、このような形で全文が表示されるようになっております。

今回、受動喫煙被害についてということで、この1つ目の資料について用意させていただいたのですが、市民の声に対する市の考え方というのがございまして、路上喫煙についてという部分については、環境局がご回答させていただいています。また、内容によりますけれども、今回のこのケースを見ますと、受動喫煙についてという部分につきましては健康局のほうで回答いただいているということになっておりまして、裏側ちょっと見ていただいたらよいかと思うのですが、それぞれ担当部署について、路上喫煙については環境局、受動喫煙は健康局というような表記もありまして、対応の種別とか説明というような部分で、あと受付日、回答日、公表日というような形で整理しております。

表側にお戻りください。

この受動喫煙被害についてという部分では、市民の声として寄せられたものでして、この方におかれては、私はぜんそく患者ですということで、歩きたばこによる受動喫煙は避けようがありません。たばこは、好き、嫌いの嗜好の問題ではなく、ぜんそく、その他健康にかかわる問題ということで、意図しない受動喫煙によって呼吸に苦しむ者がいるということを忘れないでほしいというようなお言葉をいただいております。

これにつきまして、本市の考え方といたしまして、路上喫煙につきましては環境局、私のほうで回答させていただきましたのが、これまでの経過ではございますけれども、19年4月に条例を施行しまして、公共の場所で他人に迷惑や危険を及ぼす恐れのある

る喫煙をしないよう自主的な努力を促すということで、禁止地区を制定した上で違反者に対しては過料を徴収していますということで、これまでの制度上の額をお答えさせていただくとともに、マナー向上エリア制度というのがございまして、全国に先駆けてそうした制度を設けて、本市との協働のもと、地域住民の方々や事業者の団体が主体となって、市民のマナー意識を高め、安心・安全で快適なまちづくりを進める観点から取り組んでいただいております。

なお、本市条例の趣旨・目的は、喫煙マナー、モラルの向上を図ることを基本としておりまして、禁止地区の拡大やたばこ市民マナー向上エリア制度のエリア拡大に向けた取り組みを進めるとともに、情報発信や啓発に一層努めてまいりますということで、このケースについてはご回答させていただいております。

また、受動喫煙につきましては、本日は健康局、林課長お越しですけれども、私のほうからご説明させていただきます。

受動喫煙防止対策は、平成15年5月に施行された健康増進法第25条に基づき実施しているものだというので、この前身法につきましては、屋外での喫煙に対しての規制は困難ということで、屋内規制という部分を前提として整備された法律でございまして、屋外の規制は困難ということで、説明を一旦させていただきます。

一方で、本市におきましては、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21」において、たばこの分野を設けまして、ホームページやパンフレット、各保健福祉センターで実施する健康講座とか、さまざまな機会を通じて、たばこの健康への影響を発信することによって、市民一人一人の理解を深め、喫煙者に対しては、周囲の者が意図せずにしてたばこの煙にさらされることから保護すべきであるという認識を持つよう普及啓発を進めているということでご回答をさせていただきます。

また、網かけ部分でございまして、この時点では、平成30年7月25日に望まない受動喫煙の防止を図るための健康増進法の一部を改正する法律が公布されということで、国の状況とかもお伝えさせていただくとともに、大阪全体で独自の受動

喫煙防止対策を講じるための検討を重ねているところであるという状況についてご回答させていただきます。

次に、コンビニエンスストア前の灰皿撤去のお願いということで、市民の方からは、通行時に臭い副流煙で非常に迷惑を受けて、健康被害もこうむっているということで、副流煙は道路に拡散する、往来も多く、市民の健康を害しているということで、灰皿を撤去し、店頭でたばこを吸わないように掲示するよう、店に厳しく指導願いますということで、そこで本市の考え方でございますけれども、路上喫煙及び灰皿設置者への働きかけについて私のほうで回答をさせていただきます。これまでの条例制定とか過料徴収については、先ほどと同じようなことの説明をさせていただく一方で、具体のコンビニ店舗前の灰皿の撤去につきましては、灰皿の設置場所が、このケースの場合、店舗の敷地内でございます。条例の適用外ということでなっておりますが、灰皿の撤去や移動について当該店舗のほうに依頼したところ、歩行者に迷惑のかからないようビルの駐車場側へ灰皿を移動していただくということで、いわゆる歩道上を通行されている歩行者への受動喫煙対策、敷地内の奥まったところにやるということで、防止するような形で対応をいただいたところでございます。

また、受動喫煙の関係でもありましたので、健康局のほうでは、先ほどの部分についてご説明させていただくとともに、飲食店への実態調査とか、あと大阪府受動喫煙防止対策懇話会というのがありまして、そこでの関係者ヒアリングを実施して今後の対策について重ねているということで、大阪府の今の取り組み状況とかについてご説明いただいたところでございます。

次に、次のページ、次の事例でございますけれども、歩きたばこについてということでご意見いただいています。市民の声といたしまして、公道上への灰皿設置も目立つということで取り締まってくださいと。副流煙が気になります。禁止区域を広げ、取り締まり、罰則を強化してください。また、駅などに副流煙が漏れないように囲いをつけた公共の喫煙場所を設けるなど、行政が指揮して愛煙家がマナーを守れる状況

をつくるべきではないでしょうかというようなご提言をいただいております。

これにつきましては、路上喫煙ということで、私のほうで先ほどと同じように、これまでの経過のご説明をさせていただいた上で、禁止地区の新たな指定については、区などの関係部署とも連携しながら本対策委員会にお諮りし、検討してまいりますということで、ご指摘にある灰皿につきましては、このケースにつきましては設置場所がビルの敷地内であり、本条例の適用外ではありますが、灰皿設置者に対して本市の取り組みを説明に伺ったところ、1カ所については灰皿の移動についてご承諾いただきました。また、もう1カ所のビルのほうですけれども、灰皿の移動についてはその時点でご了承いただけませんでしたけれども、いわゆる啓発ポスターの掲示についてご承諾いただきまして、掲示いただいたところでございます。

また、公共の喫煙場所の設置につきましては、スペースの確保など、さまざまな課題があるということに触れさせていただいた上で、また路上喫煙対策委員会からもご意見等を伺いながら、具体的な方策について検討を進めてまいりますということでご回答をいたしました。

受動喫煙の関係ですので、同じように健康局のほうからもご回答いただいております。網がけの部分ですけれども、この時点での国においては望まない受動喫煙の防止を図るための健康増進法の一部改正案が閣議決定され、このたび通常国会のほうで審議が予定されているということで、時宜にかなったご説明をいただいたところでございます。

次の事例に移らせていただきます。

難波駅前の喫煙所の撤去についてでございますけれども、市民からいただいた内容でございますが、難波駅前の青空喫煙所、マナーステーションは、周囲の人間の健康を害しており、健康増進法違反です。至急撤去してくださいということでのご意見です。幼児や妊婦、気管支炎患者も通る場所ですということで主張されております。

これにつきましては本市の考え方、ここは環境局のほうで対応してございますけれども、

これまでの経過説明とともに、ご指摘の難波駅前の喫煙所につきましては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、マナーを守った喫煙のための場所の確保も必要ということで、本委員会からの意見を受けて、それも踏まえまして、歩行者等の動線から離れた場所で、喫煙に起因する迷惑や危険に十分配慮した喫煙スペースとして設置しておりますということで、設置した経過についてご説明、ご回答をさせていただきました。

なお、本日は具体の喫煙所につきましても写真とか表示させていただいていますので、この喫煙スペースの設置、設備の状況とかいうのを改めてその段階で、また私のほうからご説明させていただきたいと思います。

次に移ります。

駅出口での路上喫煙についてということでご意見をいただいております、具体の駅名を挙げられております。寺田町駅ということで、通勤、通学の時間に非常に路上喫煙者が多いということ。受動喫煙による健康被害が大変心配ですし、呼吸系の障害、ご病気の方もいらっしゃるかもしれないということで、特に北口の駅出口で立ちどまって喫煙している方もいらっしゃって、出入りする乗客は必ず副流煙を吸うことになるという問題提起をいただいております。

ここにつきまして、私どものほうで路上喫煙としまして経過について説明させていただくとともに、マナーエリア向上制度、市民の方々と一緒に啓発に努めているというふうな説明もする中で、いただきましたご意見、寺田町駅にお伝えさせていただきました。路上喫煙防止ポスターの掲示を依頼するとともに、道路管理者である国道事務所に対しても情報提供ということでお伝えさせていただいたところでございます。

受動喫煙につきましては、この時点での時宜にかなった回答ということで、大阪全体で受動喫煙防止対策に取り組んでいくための大阪府受動喫煙防止条例が平成31年3月20日に公布されたということでご説明もいただいております。

以上、雑駁ではございますけれども、前回の本委員会における要請ということで、

市民の声の量的な整理、あるいは個々具体の市民の方からのご意見と本市の考え方についてご説明させていただきました。よろしくご審議いただきたいと思います。お願いいたします。

○山西委員長　ありがとうございます。

ただいまの報告に対しまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

太田委員。

○太田委員　今、環境局から発表されたと思うんですけど、市民の声を考えたら、路上喫煙とかポイ捨てるの禁止、防止をするためには、やっぱり屋外の喫煙所をできるだけたくさんつくって、そういうポイ捨てるとか路上喫煙をしないようにするのが一番だと思うので、そのことをちょっと考えていただきたいと思います。

○山西委員長　ほかにご意見なりご質問ございますでしょうか。

どうぞ、清水委員。

○清水委員　市民の方の声、紹介いただきましたけれども、この公表された意見と回答を、ぜひ路上喫煙対策のページありますね、アカンずきんちゃんのページ、ああいうところにリンクしていただくとか、もちろん喫煙所をもっとつくってほしいであるとか、喫煙者の方のマナー向上のための取り組み、こんなことしているであるとか、いろんなことがあると思うのですね。路上喫煙に関しては、いろんな意見というか、お立場があると思うので、そういったもの、公平にと言ったらあれなのですが、いろんな考えがあると、こういった副流煙の被害というのを非常に危惧しているという声もあるということをごだけ知ってもらうための情報を載せることも必要ではないかなというふうに思いました。

お願いします。

○山西委員長　事務局、どうぞ。

○西尾課長　太田委員からいただいた部分、路上喫煙対策ということで、屋外喫煙

はやはり要るんじゃないかということでご意見いただきました。受け取る中で、今後の対応、関係先とも調整する中で考えていきたいなと思います。

また、清水委員のほうから、市民の声というページはございますけれども、一方で私ども環境局のほうではこの路上喫煙対策委員会のページもございますし、またアカンズきんの取り組みのところもあります。リンク張ることによっていろんな考えがある。その中でいろんな対策もとらせていただいている。ここを、言うたら情報のオープン化というんでしょうか、いろんな考え方があつた中で広く市民の皆さんに受けとめていただき、対応をとっていくということで、ちょっとすばらしいご提案というか、私が気いついてない部分についてご指摘もいただいた部分で、その対応を図っていきたく思いますので、よろしくお願ひいたします。

○山西委員長　ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

じゃあ、次に移りたいと思います。

喫煙設備の件について、事務局より説明をお願いいたします。

○西尾課長　そうしましたら、喫煙設備についてご説明させていただきます。

お手元の資料2をごらんください。

表紙めくっていただきまして、喫煙設備についてということで、今回情報提供させていただきます。この案件につきましても、前回委員のほうから、過去に一旦掲出あつたと思うけれども、改めてこの答申案を出すに当たつて再度確認、また前回のいろいろ、この本委員会での質疑の経過、審議の経過の中でいろいろご意見も出ていましたので今日的にいろいろ受動喫煙の部分が前回でもクローズアップされているような状況の中で、今の既存の喫煙場所がどうなつているのかというものを改めて確認という意味でのご要請やつたと、私ども認識しておるところでございます。

既存の禁止地区の関係で設置しておりますのが、この1ページ目の1から4の部分になつてございます。この1から3までの部分につきましては、平成30年7月5日

に開催させていただきました本委員会、第28回の本委員会の中でパブコメの意見結果の報告もあわせて、新たな喫煙場所の検討という項目の中で、既存の場所について提示させていただいたものが、この①から③の部分です。

あちらのほうにちょっと今回やっていますが、これがお手元の資料と同じですけど、ちょっと写真ちっちゃいので、今回、このパワーポイント、プロジェクターの部分でご用意させていただいたのですけれども、これ高島屋前とマルイの間の広場のところなのですけれども、平成19年10月のカジノオープン開始に向けて設置したのですけど、開口部、やはりあるのです。いわゆるマナーステーションという形での喫煙場所の明示というのでしょうか、大々的にはやっています、ここにアカンズきんちゃんのポスターやったと思うのですけれども、啓発のポスター表示とかもしているのですけれども、ここの部分、空地があるという、パーティションがない状況になっています。

ただ、先ほどちょっと市民の声でもご回答させていただいたのですけれども、この広場結構広うございまして、四、五百平米ぐらいあるのでしょうか。このマナーエリアにつきましては、この柱の部分の周囲をつないだ部分の面積は約60平米、56平米でして、全体の広場の中では一部分ではございます。そういう部分で、先ほどの回答の中でも歩行動線から離れたところというような表現があったと思うのですけれども、当時はそういう形でここを確保させていただいています。

ただし、私申し上げたのが、この部分が、広場があるのですけれども、ここがもう横断歩道になっているのです。この幅というのが10メートルあるかないかというぐらいのところ、受動喫煙の副流煙、いわゆる副流煙が流れるかどうかと云ったら、開口部がありますため、流れてないとは言えない。においとかの部分については影響があるであろうというふうに今思っておるところです。

実際に、こちらのほうはもう人の通行がございませんけれども、それとこの擁壁というのでしょうか、外側は車道になっていまして、人の通行ないのですけれども、ずっとこの広場がこんな形で四、五百平米ぐらいあるような状況なのですけれども、ここ

から右のほうのところにもまた横断歩道があって、そこから20メートルぐらい離れているので、まあ通行動線的には影響はないかなと思うのですけれども、先ほどの画像でありましたように、マルイ側に渡る歩道からちょっと近いような状況もありまして、この間のいろんなご議論というのでしょうか、ご意見いただく中で、今後一定の対策はやっぱりやっていかなあかんかなというふうに思っておるところでございます。

また、ただここの高島屋とマルイとの間は、この広場につきましては、この委員会の中でも、同じく第28回の委員会の説明の中で、実は広場の再開発ということがありまして、今、高島屋側とマルイ側のところに車が入れるようになっているのですけれども、全面通行止めというような形の中で再広場化をやって、町のにぎわいを確保するために、いわゆるお店なんかを出した中で、にぎわいのあるまちづくりということで検討されていまして、その基本計画というものについて30年度中に設計されて、31年、今年度から工事着工ということで当初計画されておったのですけれども、ちょっとその辺、計画の段階で図面透過、基本設計やる段階で改めて関係先のほうからいろんな要請とかがある中で、ちょっと進んでないというような状況がございます。

また、この28回的时候には、駅前のこの広場化のときには一旦この喫煙場所については閉鎖せざるを得んということで、そのかわり工事、全面的に一遍にかかるわけじゃございませんので、この喫煙所の代替部分につきましては、この広場の中になるのか近隣地域になるのかはございますけれども、一定の対策、路上喫煙の喫煙所という部分については確保する方向で関係先と進めていくということで、私のほうから説明させていただいたところです。

それにあわせまして、今後の喫煙対策、この間の本委員会での議論とかもありますので、一定のパーティションとかについて、今後建てかえるに当たっては措置もせなあかんかなということで、現時点、私のほうでは認識しております。

ところが、この工事がちょっと進むのが遅れているような状況ということがありますので、済みません、まだその工事着工、完成の時期というのがまだ不透明な中でほ

っとくわけにもいかんということで、関係先ともいろいろ知恵を出し合う中で、いわゆるパーティションつくるとなりましたら基礎構造から全てやり直さなアカンとかというように、強度設計の関係とかもあって大変なことになります。一方で、広場化が予定されていますので、撤去のほうはせなアカンというように状況もなってくるので、そうした基礎構造とか大規模な工事にかかわらないような方策の中で暫定的な対応策、今後検討していきたいなというふうに思っておるところでございます。

続きまして堂島公園の喫煙所でございますけれども、ここにつきましても御堂筋が、ここ歩道なのですけれども、この線に平行的に御堂筋が前面のほうにありまして、中之島の大阪市役所から川を渡ったらすぐ西側でございます。あるのですけれども、ここがいわゆる舗装もしてない土のような通路になっていまして、ここにパーティションがございます。ほんで、このところに喫煙設備が2カ所ありまして、時々私も中之島のほうに行かせていただいたときに見るのですけれども、やはり昼休みの時間帯とかやったら、この辺でもたばこ吸っている方もいらっしゃいますし、特に多く感じているのは、喫煙エリアはこのパーティションで、ここで吸っていただいたらいいのですけれども、ここが川の擁壁になっているのです、川の護岸といいたいでしょうか。ここにすぐずらっと並ばれていて、この公園部分の入り口ここだけなので、こっちからは通行者はいらっしゃらないので、ある意味川沿いで吸ってはる方の部分については、副流煙の部分については、かなり距離もありますのでないかなと思います。ただ現状的には入り口を入れてパーティションの外側で、この辺で吸われている方もいらっしゃるような状況もありまして。このようなパーティションがあるのですけれども、三、四メートルぐらいですかね、幅が。この奥まったところにはついで、パーティションはございませんので、まさしく1枚の看板だけで遮っているだけでありまして、この辺に吸われている方がいらっしゃる。これが現状になっています。

今申しましたこのパーティション、1枚看板の裏側に、ここが喫煙スペースなのですが、非常にスペース的には手狭の中で、開放部分でございますけれども、この辺にず

らっとお昼休みなんかは空き缶持ってたばこ吸われている方を見ることがままあるような状況でなっております。

続きまして、平成27年2月から禁止地域に指定、また過料徴収開始しました京橋地域の喫煙所なのですが、ここにつきましてはもうパーティション、基本的にパーティションをやった上で、ちょっと内側に天井部分というんでしょうか、いけいけではございますけれども、外に流れにくいように、ちょっと内側に角度をつけて副流煙、外に流れにくいような対策も講じておるところでございます。

こちら側が先ほどの前面部分になりまして、灰皿容器を設置するようなことになっているのですが、ただこの部分につきましては、開口部の部分でクランクがないのです。済みません、この辺が開口部になるのですが、入り口から入ったらすぐにもう灰皿容器があるということで、この開口部分から煙が流れ出てくるといような状況がありまして、こうした部分について、今後新たな喫煙所を設置する場合については、国の技術的基準等も出ている中で対応をとっていかなければいけないかなというふうに認識しておるところでございます。

続きまして、三休橋の交差点ということで、中央区戎橋筋、心齋橋商店街を禁止地区にしてご議論いただいたときに、いろんな候補地ございましたけれども、最終的にいろんな要素がある中でここにしか確保できませんでしたけれども、東西に伸びる、いわゆる長堀通りの中で、北側、南側、それぞれ4車線ほど車線がある中での、いわゆるここが横断歩道になっているんですけど、横断歩道の中での中之島みたいなところでございまして、その部分、横断歩道のところから入り口がありまして、10メートルほど入っていったところでスペースを設けて喫煙場所をやっているということで。ごらんのようにメッシュの囲いしかしてないんですけども、ここは今申し上げましたように、北側の東西の道路、南側にある東西の道路、いずれも4車線ありまして、歩行者が通れない車道になっていますので、いわゆる副流煙の対策というのは考えなくてもいいということで思っていますし、スペースも一定広うございますし、こ

この部分につきまして喫煙所ということで設置させていただいたところでございます。

次の裏側のページになるのですけれども、ここにつきまして、阿倍野区の喫煙所ということで、実はこの喫煙場所につきましては、今回の天王寺区、阿倍野区の路上喫煙のエリアに指定するに当たって、これはもう既にオアシスという名称で喫煙場所、既にありまして、これを活用していきたいということで考えておるところでございます。

ただ、ここにつきましてもパーティションがございませんでして、やはり禁止地区の今日的な対応をするに当たっては、パーティションなり、いわゆる副流煙対策について一定の措置した上で、今回の禁止地区の指定ということでの喫煙所ということで再整備が要るのかなというふうに思っておるところでございます。

続きまして、ここは禁止地区ではないのですけれども、通天閣の真下、膝元にございまして、地域からの要請、先ほどの阿倍野区のオアシスの喫煙場所も地域の皆様からの要請に応じて一定対応措置やっけていまして、オアシスも今の段階では禁止地区ではございませんし、この通天閣の喫煙所につきましても禁止地区ではない中で、地元の関係者の方々、地元の団体方の要望という中で対応してきたところでございます。

今、1番から6番までの喫煙所、全て日本たばこ産業さんからの寄附という形で大阪市に対して寄贈いただいた部分でございまして、この場をおかりして改めてご紹介させていただきます。

喫煙場所の設置につきましては、そういう経過がございます。

次のページ参らせていただきますけれども、今回そういうような形でいろいろ対策とっていかなあかんということで、やはり一定の高さを確保する中で分離したパーティション、入り口以外についてはちゃんと囲っていくということで、このケースにつきましてはこの部分が車道に面していますので、そちらのほうにはパーティションは要らないかなということで、車のほうには歩行者がないのであれば、もうパーティション要らないということ。ただし、この辺、通行道路という形になりますので、ここ

についてはきっちりとパーティションやっつけていかなあかんということで考えておるところでございます。

このパース図につきましても前回委員会の中で、私のほうから、委員からの要請につきましてパース図的なものをご用意させていただくということでご返答をさせていただく中で、このパース図につきましても日本たばこ産業さんのご協力により、今回間に合わせていただいたところでございます。

これ、平面図という形になっているのですけれども、認識として、済みません、ちょっとご用意できてなかったのですけれども、この図面だけではクランクの関係とか、ちょっと表現もできていませんし、先ほどのこの絵だけでもクランクの構造とかいうのが措置されてないことがありますので、実際につくるときにはそうした部分についても配慮する中で、喫煙場所の設置を進めていきたいなというふうに思っておるところでございます。

今、クランクとかというようなことをご説明させていただいたのですけれども、次のページに、実は国のほうからの通達がございまして、厚生労働省の健康局長のほうからありまして、平成30年11月9日付で都道府県知事や保健所設置市市長と特別区区长宛てに出されたものでございます。屋外分煙施設の技術的留意事項について通知ということであります。健康増進法の一部を改正する法律が7月25日に公布されたということで、改正法には、改正後の健康増進法においては、一部の施設を除き多数の者が利用する施設については原則屋内禁煙としているものの、屋外については禁煙等の措置は講じていないということで、一方で屋外であっても、例えば駅前や商店街などの場所においては、望まない受動喫煙対策を講じる観点から、屋外の分煙施設を設置し、当該分煙施設内で喫煙をできることとする対策をとることが考えられるということで、そのために屋外分煙施設を設置する際の技術的留意事項については下記のとおりということでお示しされたということで、記す以下ですけれども、具体例といたしまして、ごめんなさい、人通りの多い方向に対し、たばこの煙が容易にあふれ

出ないようにすることということで、具体例、1点目でございますけれども、壁及び天井で囲まれて、屋外排気設備のある閉鎖系の構造物の場合、これコンテナというか、いわゆる建築物になるのですけれども、大阪市の道路管理者の、いろいろ、いわゆる占有許可をする基準といたしましては、天井のある建設物は認めていただけません。いわゆる壁、パーティションのたぐいはよろしいのですが。それと、先ほどの京橋地域の、ちょっと角度を持って内側に切れ込みがある分、あれもパーティションの一部ということで、天井ではございませんので認可いただいておりますけれども、これいわゆるコンテナ物というような部分で、例えば建築現場にあるプレハブ構造のものが置けるかといったら、道路管理者の認定基準の中で、それ認められないことになっていまして、ものが建てられないというような状況に、天井のあるものはだめというような状況がある中で、この国の通知の中での1つ目のコンテナ型の部分については、本市の場合、適用できないのかなというふうに思っています。

ただし、これは構造上、建設局なり道路管理者からの部分でして、別の部分で、いわゆる大阪府が今後は公衆喫煙所とか検討されておりますけれども、敷地内の中での設置という部分については、いろいろ大阪府の対応の中では1つの選択肢として出るかなというのは思っておるところです。

そんな中で②の部分ですけれども、通知の部分で、壁で囲まれ、かつ天井が開放された構造物の場合ということで、これパーティション型ということで、先ほど図面でお示しさせていただいたような部分、ここにつきましての国の考え方ですけれども、壁、パーティションについては一定程度の高さ、2メートルから3メートル程度あることということ。出入口につきましては、方向転換のためのクランクがあることということで、2回以上のクランクが望ましいということで、次のページをあけていただきましたら、ちょっと略図で申しわけないのですけれども、「Smoking Area」と書いているパーティション、壁のところの右側がいわゆる出入口ということで、出入口入りましたら壁がまたありまして、左のほうに移動して行って、ほんでまた1

歩奥に入ってもらったときにまた壁があって、右側のほうに行かなければ中に入っていけないということで、壁と壁、2回のクランクを設けることによって、いわゆるその一番奥のところで灰皿を置いてたばこを吸っていただくことになるのですが、煙がなかなか2つの壁が遮ってストレートには外に出てこないという、これがクランクということで、この技術的留意事項の中での1つの位置づけとしましては、クランクを設けなさいと。2回以上が望ましいということで、通達されております。

また、四方の壁の下部には給気用のすき間ということで、10センチから20センチメートルあけなさいよということで、やはり完全密閉ということになりましたら煙がよどんでしまうということで、下の部分、煙は上のほうに流れていきますので、下の部分設けることによって、風通しの関係で上へ逃げていく部分を促進するというか、効果ということで、このような規定も盛り込まれているのかなというふうに思っております。

この裏側のページ、ちょっと見ていただきたいのですが、注意事項という、「注」と書いているのですが、今示された部分については、具体例ということで、分煙施設の設置場所の状況、周囲の人通りの多さとかに応じて、分煙施設の周囲での望まない受動喫煙を防ぐための適切な措置を講ずることということで、いわゆるせっかくパーティションで囲ってクランクを設けることによって煙が外に出ないように措置していても周りで吸われていたらだめなので、やっぱりこの施設周囲で望まない喫煙を防ぐために何するかというたら、もう啓発とかという形でやる、巡視するとか、あと監視カメラとか、放送するとかというような形の手立てとかもやるべきじゃないかということで書かれているのかなというふうに思っております。

次の「注」ですが、なお、上記の技術的留意事項を満たさない屋外の分煙施設を設置することも可能であるということで、基本的には副流煙対策ということでは、クランク設けて、高さも設置した中で、パーティションで遮ってというようなことで、すけれども、いろんな状況がある中でそれができない場合についても可能ということ

での通知内容となっておりますのでございます。

雑駁ですけれども、喫煙施設についてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

○山西委員長　ありがとうございます。

ただいまの報告に対して、ご質問、ご意見ございますでしょうか。

太田委員。

○太田委員　今、設備のほうを説明していただきましたが、今度禁止地区になる、大阪駅と天王寺駅の禁止地区になるところの喫煙所の整備状況ってどれぐらい進んでいるのでしょうか。皆さんにお知らせするためには、前倒しでいろいろ告知というか、周知してもらうように、早目に整備を進めていただきたい。継続的に告知というか、あれはしていただきたいのですが、どれぐらい進んでいるのでしょうか。

○西尾課長　申しわけありません。今現在、前回の委員会の中で設置するといったのは、この、これ大阪駅の周辺ですけれども、桜橋の出入り口、このところで1カ所考えていますということで。JRさんのほうと話進める中で、おおむねここについては設置できるかなと思っています。

先ほどパーティションのイメージ図というか、パース図を示させていただいたものにつきまして、クランクとかはまだあの図面では用意できてないんで、ちゃんとクランクとかの措置もやった上で、イメージ的にはこのところに、桜橋のところにはJRさんの敷地内のところで設置する方向で進めていまして、おおむねそこでできるかなというふうな感触を得ています。

一方で、このヨドバシカメラの向かい側のところも、前回説明させていただいたのですが、ここはいろいろ地中埋設物の関係とかもある中でちょっと難しいかなというふうに思ったりしていますけれども、ちょっと位置をずらすとかというふうな調整を今並行的に進めさせていただいているところでして、前回委員会の中でも私のほうから説明しましたがけれども、総合的な案件協議には応じてくれませんでして、個別具

体の、言うたらここでどうなのかなというような話になってきますので、そんな部分で、この時点ではこの場所はオーケーもらっているというふうには現時点でも、申しわけありませんけれども、ご報告することはできません。ということで、申しわけありませんけど。

それと、先ほど、これが天王寺・阿倍野区の禁止地域の部分でして、ここに先ほどのオアシスの喫煙場所が既に地域要望もありまして、ありました。それを今回ご活用させていただく一方で、天王寺駅が、ここですね、この部分がありまして、天王寺公園の向かい側のところ、この辺のところは今検討させていただいているということで、JRさんの敷地内のところを活用ということもあったのですけれども、いろいろJR駅の上部の商業施設のほうともJRのほうでいろいろ調整させていただいている、ちょっと場所についてはこの辺のところ確保する方向で、当初我々が考えていた場所と、移設、違うところにずらした形でどうかなというふうにも今協議を進めていまして、いかんせん非常に通行量も多いところでございます。ほんで、状況的に言うたら、駅出てからたばこを吸っている方も多いところでもありますので、何としてもこの起点となる天王寺駅の西側のところについては、いかなる場所、いろいろ複数のまだ候補地がありますので、そこを何としてでも確保する中で、禁止地域の喫煙場所の確保を進めていきたいなと思っています。

また、この部分についてのパース図を今用意できていませんねんけれども、先ほどのパース図と同じように、2メートル50あるいは3メートルぐらいまで、いろんな周辺状況ありますけれども、いろいろ商業施設の看板とかが見えなくなるようなことで、言うたら制限かかってとかもありますので、国の指針、2メートルから3メートルのパーティション、ここをしっかりと対応するとともに、出入り口部分についてはクランクを設ける中で、西側地域のところに1カ所、これは調整進める中でこれからも確保していくということで、区役所ともども関係先と今調整進めているところです。本日の場で、ここできるようになりましたとはっきり申し上げられたらよかったです。

のですが、いろんなそれぞれの状況がございまして、現時点ではここにできますというのはちょっとあれです、JRの大阪駅の桜橋のところだけはほぼいけるかなというような状況だということでご報告させていただきます。よろしくお願いたします。

○山西委員長　あと、ご質問、ご意見ございますか。

清水委員、どうぞ。

○清水委員　喫煙設備、さっきご説明していただいたところですけども、まず今度新しくつくられる予定のパス図というんでしょうか、いただいたんですが、これは京橋みたいな上の返しみたいなのはつけないのでしょうか。

○西尾課長　これは原案としてあるだけでありまして、高さの関係、できるだけ副流煙、歩行者の通行側に出さない方法を選択していきたいと思っていますので、京橋の事例のように、内側に角度をつけたボウハツ型パーティションという部分について、ちゃんと関係先とも調整する中で確保したいということで考えております。

○清水委員　ありがとうございます。この車道の反対側、歩道ですよ。なので、できるだけ煙が行かないようにしていただきたいということと、それからこれももちろん仮の図だと思うのですが、基本的にこの条例は路上、道路や公園、広場を含む路上での喫煙をやめてもらうというか、それを防止すると。そのための努力を市民がする。そして、市がそれを支援するというか、そうなるような環境を整えるということが条例の趣旨だと思いますので、そのことをきちんとこのパーティションに記載してほしいというか、路上喫煙はやめましょうということを書いていただきたい。混雑するときにはあふれ出してということもやっぱりあるということでしたので、もうそれがいけないのだと、そういうことはだめだということを理解していただく。できるだけこのパーティションの中に入って吸う、それができなければここでは吸わないということをお願いしていただくような記載が必要ではないかなというふうに思いました。それが今度つくられる喫煙所の使用についての意見です。

これまで、平成19年から整備されてきた喫煙所についても改善の必要性があると

というようなお話があったのですが、ちょっと私も本当に大阪市内の様子を日々見ているわけではなくて、今回資料をいただいて初めて見たようなところもあるのですが、難波とか堂島公園の喫煙所は、ちょっとこれは意味がないというか、むしろ逆効果で、この条例で防止しようとしていることを逆に促す設備ではないかと、そういうふうになっても仕方がないのではないかとというふうに私は理解しました。

難波のほうも広場が広いということですが、広場が広いということをオープン、ついたてのない、パーティションもない状態にすることの理由にならないと思います。横断歩道が近いということもありましたけれども、なぜこういうオープンな状態になってしまっているのかというのは疑問でしかないというふうに思います。

2番の堂島公園のほうも、スペースの関係もあるかもしれませんが、このついたてはほとんど何か、吸っている人の目隠しぐらいにしかなくてないじゃないかなというふうに思います。ほぼ意味がないと思います。ちょっとこの周辺、私もぱっとどういう状況かというのがすぐにわからないですけれども、公園というふうにされているのであれば、ここでの喫煙をできるだけ防ぐということが条例の趣旨ではないでしょうか。違ったら教えてください。

なので、できるだけ早く緊急的な措置でも構わないと思いますので、ここで副流煙を出さない、受動喫煙をさせないための物理的な措置が必要ではないかなというふうに考えました。

以上です。

○山西委員長 事務局からありますか。

○西尾課長 今、3点ご指摘いただいたところでございます。新たなマナーステーション、喫煙場所の設置に当たりましては、条例の趣旨とか今までも啓発物、難波の駅前でもアカンずきんの分ありますけれども、いろんな部分で条例の趣旨とかの説明もちゃんと丁寧に加えたものの啓発物についても表記させていただこうと思います。

また、受動喫煙の関係で、これまでの既存の施設につきまして、先ほど申し上げま

したけれども、対策を進めていきます。ただし、先ほどもちょっと触れたのですが、いわゆる許可の関係とかがある中で、構造物の強度の関係とか、いろいろ制限とかもありますので、その中でいろいろ選択肢もあろうかと思えます。できるかどうか、まだ、未確認ですけれども、例えば構造物、パーティションつくるには全部やりかえなあかんということだったらできないです。だから、やれない、やらないじゃなくて、そんな中で、例えば植え込みの植栽、植木鉢と、結構こんもり茂った植物を置くことによって、全然何も措置しないよりも一定の副流煙対策ができるじゃないかなという、いろいろ制限ある中で、できることを選択する中で関係先と調整進めて対応を図っていきなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○山西委員長　あと、ご意見、ご質問。

藤田委員、どうぞ。

○藤田委員　済みません、質問ですけれども、先ほど壁と天井が囲まれた、そういうテナ型があかんという理由ですね、そちらのほうをちょっと詳しく教えていただけますか。

○西尾課長　済みません、全ての要項、基準を存じ上げてないので、勉強不足で申しわけないですけど、入り口部分で、いわゆる公共の道路の部分については、いつ、いろんな状況の中で原状回復というようなことで求められるようなこともありまして、そんな中、使用に当たってはとにかく建築物はだめということで、そこは何なのかというたら、天井のあるものということで規定になっていまして、その辺がありまして、ちょっと詳細の部分については明確に、この基準に基づいてということは今この場でお答えできないですけれども、そういうふうにこの間のいろんな協議の中で聞いておるところです。済みません、答えになっていませんけど。

○藤田委員　どこがだめと言っていたのですか。どこが、道路、土木建設、どこですか。どこがだめですか。

○西尾課長　大阪市の道路につきましては建設局ですけれども、占用許可いただく

に当たって、設置許可について、屋根のあるものはだめというふうに伺っています。

○藤田委員　今後、万博が来るじゃないですか。今、先進的な、そういったことで大阪市頑張ろうと言ってやっているのに、私もずっと前回から参加させていただいて聞かせてもらっているのですが、何て原始的な話をしているのだろうという。もっとやることあるでしょうとか、お金かけるのだったらもうちょっと頑張ってよという、ちょっと市民の意見とか、母親としてやっぱり子供がこれから大きくなっていくに当たってこのままでええんかなというのが、副流煙ももちろん体に悪いというのは本当にわかっているのです。そちらのほうもありますし、吸っている方も吸ってない方もやっぱり共存していかないとだめだと思うのですよ、共生ということで。先ほどからも大阪市、安全・安心ということをおっしゃられているのですが、今のままやったら別に、本当に私、この委員になったのでいろいろちょっと見させてもらったのですが、やっぱり煙はもう天井もまるきり囲まないと出てきます。においも出てくるし、ここで皆さんもう嫌ということをおっしゃられているから、やっぱりそれをなくならそうと思ったら囲ってしまって、その中で空気清浄機、本当に今いいのが出ているじゃないですか。大阪もいい業者がいるので、そういった方に協力させていただいて、まあ言ったら外の空気よりもきれいな空気を出すぐらいの、そういった設備を整えて、お金かかるかもしれないのですが、やっぱり1つずつ、1個確実にそういう場所をつくって、お金かけるのだったらやっぱり確実に私もやってほしいなと思います。でないと、何かすごくもったいないとか、この機会をやっぱり逃してしまうと、世界から来はるじゃないですか。何なん、これとか、大阪恥ずかしいなと。私は大阪市民、もう四十何年ここに住んでいますけれども、やっぱりちょっと恥ずかしいかなと。今本当に頑張ってほしい、先進的なものをつくっていただきたいなと私はすごく思います。よろしくお願いします。

○西尾課長　厳しいご指摘でございますが。

○藤田委員　済みません。

○西尾課長　いえ、おっしゃるとおりでして、済みません、担当として、先ほどちょっと触れましたけど、建設現場のコンテナじゃないですけども、いわゆる簡易事務所的なプレハブの部分、置けたらすごくよいのかなと思ったりはするのですが、ただそうした設置基準の問題がありますので、なかなかそれができない状況があります。

僕も改めて何を根拠にというか、いわゆる設置要綱を全て僕頭入っているわけじゃないので、改めて確認もする中で、一旦許可権者と、占用許可の担当である建設局のほうにも改めてこの対策委員会、禁止地域の指定に当たって喫煙場所が要る。その中での、いわゆる副流煙対策とかを万全を期するために、やっぱりご提言、ご意見があったんやけれども、その辺どうなんかなということでも改めて確認させていただいた上で、できるのであれば完全に囲ったほうがよいと思いますし、今、委員ご指摘ありました、ほんま空気清浄機のいいのもありますので、吸い込みのやつとかもあります。そこも認識は持っているのですが、入り口部分で天井あるものだめという部分で、それが僕の間違いやったらまたおわびしますけれども、そこを確認する中で、委員の提言を踏まえた中で、制度を変えられるかどうかも含めまして、ちょっと検討を進めていく中で、よりよいものを対応としてさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○藤田委員　ありがとうございます。期待しています。よろしくお願いします。

○山西委員長　ほかにございますでしょうか。

平井委員、どうぞ。

○平井委員　済みません。今、空気清浄機とかおっしゃいましたけれど、私は逆に囲ってしまったらその空気がすごく悪くなると思いますね。その空気は自分も吸っているなと思ったら、だんだん喫煙する人が少なくなっていくのじゃないかなと、逆にそういうふうに思います。やっぱり普通やったらわかりませんが、囲われたらすごく空気が悪くなると思いますね。そのほうが、あっ、これだけの汚い空気を自分も吸っ

ているのやったら、たばこはやめていかないかなというふうにその人自身が持っていく、考えていくのじゃないかなと私は思いますので、余り空気清浄機とか、そんなお金かけてするあれではないと私は思います。えらい失礼ですけど。

○藤田委員 いえいえ。

○西尾課長 ありがとうございます。同じ囲いの部分でもご意見というのはやはりそれぞれあられるということで、今のご意見も承る中で、よりよい設備をつくっていくほうで関係先と調整させていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

○山西委員長 またコンテナ型の設備は道路の使用に当たっては禁止されているという要綱なり、法律上の禁止なのか条例上の禁止なのかということも含めて、ちょっとまた資料も準備してもらえますか。そこもはっきりしといたほうがいいかなと思いますので。

この設置施設、喫煙設備に関しては、確かに堂島公園のところの設備は、私もしょっちゅう通るのですが、もうお昼はあふれかえっていますね。だから、全く副流煙等の関係は役に立ってないような施設なので。ただ、これ平成19年、最初に御堂筋の路上喫煙を、禁止地区を定めたときに設けられた施設だったのですよね。それが今度27年の京橋のところを禁止地区にしたときにできているのが3番の京橋の喫煙所で、やっぱり堂島公園のところと比べたら進歩しているのですよね。だから、ぜひ昔のものについても改善していくのと同時に、今回つくる時もさらなる進歩も考えたような形で考えていただければいいかなというふうに思っております。その点、また事務局のほうでもいい案を出してください。

あと、ご意見、ご質問。

中野委員、どうぞ。

○中野委員 今、委員長おっしゃったことと同じですけど、堂島公園のところですけども、私もよく通っていますが、表のところに「Smoking Space」と大きく書いてあって、かなりの人はこの公園全体がもういいというふうに理解しているように思え

るのですね。ですので、灰皿の数自身はもう確かにかなり少ないと思います。このあたり全然、難波からここまで、御堂筋沿い少ないですので、ここはもう少し灰皿の数とか、その辺の施設のやり方とかをして、もう少しきっちり整備できればなというふうに思います。

それから、難波のほうは、ここを玄関口にふさわしい広場にしようと、タクシーさんのところもちょっとどこかに入れかえてというような議論も今されていますので、その辺の周辺環境を見ながら、ふさわしい新しい施設につくりかえていただくよう検討していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○山西委員長　ありがとうございます。

あと、太田委員、どうぞ。

○太田委員　今、路上喫煙の禁止地区には、1カ所か2カ所は喫煙場所が整備されていると思うのですが、ポイ捨てとか路上喫煙の数が減らないようであれば、今ちょっと難しいとは思いますが、また新たに新しく喫煙所を整備してもらおうということを考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○西尾課長　お答えいたします。答えになるかはあれですけども、なかなか喫煙場所のスペースの関係、今回の禁止地域でも一定の歩道幅もあるようなところあるんですけども、なかなか設置許可いただけない。いわゆる駐輪場対策とかを優先的に考えておられるような部分もありまして、それはもちろん地域の特性であって、中央区なんかでも大繁華街がやっているところでして、なかなか難しいかなというような状況があります。

今回も同じような状況がありまして、阿倍野区の谷町筋のところにつきましても、やはり駐輪対策ということが非常に喫緊の課題というふうに聞いていまして、なかなか難しいですけども、今日的に副流煙、受動喫煙の対策をしようと思ったら、やっぱり囲いをちゃんととらなあかん、一定のスペースが要るような状況の中で、どのよ

うにできるかということがあるけれども、昔は、過去の話ですけども、実は市内の至るところに、交差点なんかのところにごみ箱と灰皿を置いていたのですけれども、ごみ箱がごみを呼ぶ、灰皿がたばこを呼ぶような観点から、平成21年度末をもって全て撤去したということで。いろいろ一気に減らす中で、市内に1カ所だけ、ちょっと1個だけ残っているような、地域要望がありまして、それはごみ箱であって、過去に、10年ほど前の段階でやっぱりごみ箱なり灰皿というのは、やはりあることによってそこに集まってくるということで、一定の対策も、経費もかかってくるということの中で、大阪市としても撤去する判断ということがありました。

一方で、いわゆる健康被害の関係とかある中で健康増進法も改正されて、なかなかたばこも吸えないような状況がある中、今日的な課題があります。ほんで、そこはやっぱり健康被害のことを優先的に考える中でどのように措置できるかという部分、大阪府のほうで条例を制定される中で、いわゆる公衆的な喫煙場所についていろんな関係先とかにも今当たられているような情報もいただいているけれども、そのような中で大阪市がどのようにするか。これから、今、委員のご提言というのか、やっぱり措置すべき違うかということもありますけども、なかなか設置許可の問題とかスペースを確保するというのが課題がありますので、1つの大きな課題ということは認識する中で、どのようにできるかというのは引き続き関係局とも連携する中で考えていきたいなと思いますので、よろしくご理解ください。

○山西委員長　あと、清水委員、どうぞ。

○清水委員　今のご議論について意見申し上げたいのですけれども、この審議会、条例の趣旨である路上喫煙の防止あるいは路上喫煙によるさまざまな被害の防止、安全・安心の向上というところが目的になってますよね。その目的に対して、じゃあ喫煙所を設けるということが本当に優先順位の高い有効な方法であるのか、あるいはほかにも有効な手立て、そしてまた十分にとられていない手立てがあるのか、そういったところをきちっと事務局のほうで、なかなか実証というか、ちゃんとデータを、根

拠を示してとかいうことは難しいかもしれませんが、可能な対策のメニューというのを1度整理していただいて、何から順に取り組んでいくのか。ここまでやったけれども、どうしてもポイ捨てやら受動喫煙が防げないということであれば、もちろん喫煙所を適切な場所に適切な施設でもってつくるというのも1つの方法かもしれませんが、そこをちょっと整理していただいて、今後の対策について議論をすべきじゃないかなというふうに思います。

○西尾課長　ありがとうございます。今ちょっと健康増進法の改正に伴って府条例の関係で、公衆の喫煙場所の部分についての助成制度も府のほうを用意されているというような状況の中で、そうした部分についてこれまでご紹介はさらっとやらせていただいた記憶はあるのですが、個々具体の、いわゆる選択肢とか、これから路上喫煙対策としてこれまで禁止地区による啓発、PR、で、誘導をかけることによって禁止地区内での、いわゆる実効性を担保という形で喫煙場所は要するという位置づけで啓発もやっていく、マナーエリア制度の中でも広く市民に啓発をやっていくというようなことで、市民の協力も得てきたという経過あります。

一方で、本当に健康の関係の部分で、言うたら法律も一部改正あって、建物内の全面禁煙ということが基本的になって、屋外についても一定の制限で喫煙場所についての技術的指針も出てきたというような状況ありますので、ここをどのように市内全域に喫煙場所をつくるということで、なかなかそれを、また反対もあろうかと思います。いろいろ非常に難しい、すべきだという意見と、すべきでないというのですか、いろいろ両極端がある中でどうやっていくのか。ただ、そんな中で、先ほどもちょっと、僕、言い訳がましく言うてるかもしれませんが、いわゆる設置許可、スペースの確保というのは非常に大きな課題として認識してしまして、これ個々別々の商業施設とかの敷地内の中で大阪府の制度を設けていただいてというような部分ができるのであれば、そこは言うたら大阪府と歩みを同じくして、ご紹介して調整的にやっていくというのも1つのやり方やと思います。

そんな中で、今、清水委員のほうからご指摘ありましたいろんな選択肢とか課題とかという部分について、改めてご議論させていただく中で、これからの、また本対策委員会のほうにご相談もさせていただくということで対応を図ってまいりたいと思いますので、課題整理につきましては、以降の宿題ということで一旦お預かりさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山西委員長　それじゃあ、また、このあたりのところは毎回毎回いろんな資料もふやしていきながら、また議論できればいいなと思っています。

先ほど言ったコンテナ型の閉鎖的なやつはだめだというのも、よく考えれば、昔、電話ボックスがあちこちに建っていて、あれは閉鎖だなと思って、今はあっちもだめなんかなとか、いろいろ考えたりするので、その辺もちょっとわかるように整理してもらったら、ひょっとしたらコンテナ型も可という部分が出てくるかもしれないし、そうするとさらに進化ができるんじゃないかなというふうな気もしますので、お願いいたします。

じゃあ、次に移ってよろしいでしょうか。もういいでしょうか、この件に関しては。

じゃあ、前回委員会のときに事務局より、今回の委員会での答申案について示していただけるということで、現に資料として今回の答申案が示されておりますので、その議論をしていきたいと思います。

まず初めに、この答申案について事務局のほうから説明をお願いいたします。

○西尾課長　それでは、資料3をごらんください。

委員の皆様方には事前に資料をお送りさせていただきましたので、恐れ入りますが、答申案の概略についてご説明申し上げます。

それでは、1ページをごらんください。

まず、「はじめに」の部分でございますが、条例制定からこれまでの禁止地区の指定、過料徴収の開始、マナーエリア制度の創設など、路上喫煙対策の取り組みについて振り返りますとともに、今回の諮問の意義について触れさせていただきました。答

申内容については、4つの項目で分けて、以下、記述しております。

2ページをごらんください。

1点目といたしまして、禁止地区の指定についてでございますが、今回の禁止地区指定に係るプロセスや意義について確認するとともに、禁止地区そのものがこれまでの委員会答申に合致していることを確認していただいたことを記述しております。

3ページをごらんください。

2点目といたしまして、禁止地区の区域範囲についてでございますが、北区JR大阪駅・阪急梅田駅周辺地域並びに天王寺区・阿倍野区天王寺駅周辺地域が禁止地区の明確性が確保された地域であり、禁止地区を示す標識や看板など、周知方法についても適切かつ妥当であることを確認いただいたことを記しております。

また、3点目の喫煙所（喫煙設備）についてでございますが、これまでの委員会での答申内容を確認するとともに、副流煙に伴う健康被害の問題など、喫煙に対する認識が変化する中で、喫煙所（喫煙設備）の設置に当たっては、通行者に迷惑や危険を及ぼすことのないよう細心の注意を払う必要があり、設置場所や構造的課題を十分に勘案した喫煙所（喫煙設備）を設置するなど、引き続いての取り組みについて言及しております。

5ページをごらんください。

4点目に、その他といたしまして、健康増進法の一部改正や大阪府受動喫煙防止条例が公布されるなど、喫煙を取り巻く状況が変化していることから、路上喫煙防止に向けた取り組みについて、時宜にかなった検証や見直しを進めるように求め、答申のまとめとさせていただきます。

これら4つの項目は、いずれにつきましてもこの間の委員会のご議論を反映し、作成いたしました。委員の皆様のご意見をいただきたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山西委員長 ありがとうございます。

この答申案について、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

この答申案の中で、結論部分をまず最初に書くという形はしませんか。ずっと見て、これはこの禁止地区の指定について、当委員会としてそれは賛成であるとか、ここの禁止はちょっとだめであるとか、何か結論が最初にあって、その経緯をずっと書いたほうがわかりやすいかなという気がするのです。これ、どこに、ざっと読ませてもらって、どこに結論が一体出てくるのかなというのが。検討事項はよく出ていると思うので、これでいいのかなと思うのですけれども。新たにここを指定するということですよ。ことにするべきであるとかという結論があったほうがいいかなという。

清水委員、どうぞ。

○清水委員　　ちょっとこういう答申の文章としてどういうものがあるのか、私もはっきりとわからないというか、大阪市さんのルールがあるかもしれないですけども、4ページの下から2つ目の段落ですね、こだわってではないのですが、喫煙所の設置に当たっては、通行者に迷惑や危険を及ぼすことのないよう細心の注意を払う必要があるという表現になっているのですけれども、ここはもう少しはっきりと、この条例に市民等の安心・安全及び快適な生活環境を確保することを目的とするというふうに書いてありますので、市民等の安心・安全及び快適な生活環境を確保するということを市としてきちんと保証するというか、そういったもう少し、細心の注意を払ってもできなかったではだめだと思うので、きちんと確保するということを宣言されるというのか、この委員会としてそれを市に求めるというような書き方にされてはいいかなというふうに思います。

○山西委員長　　事務局のほうから。

○西尾課長　　委員長と清水委員のほうから今ご指摘というか、ご提言いただきました。深く受けとめて、それと文章につきまして再整理させていただきたいと思います。

○山西委員長　　あと、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

これは、きょう、この答申案でいいですという結論を出す必要ありますか、委員会

で。委員会のスケジュール的に。

○西尾課長　　前回も、今回ちょっとご指摘もありましたのであれですけど、前は、事務局で用意させていただきました案を、言うたら前回の部分につきまして委員長のほうが預かっていただいて、文言修正というような形だったと思います。前回の部分につきましては、このような個々具体のご意見とかがなかったの、経過的に、言うたら委員長預かっていただいた上で、個々言い回しの部分とかについて山西委員長からの修正指示を私どもが受けまして、それをもって各委員のほうに送らせていただいご承認いただいたという経過になっていますけれども、今回は具体的に表現の部分について委員長と清水委員のほうからありましたので、ここの扱いについてどのようにさせて、ちょっと済みません、僕のほうから言うのがすごいあれなのかもしれませんけれども、今ご指摘受ける中で、委員長のほうにご相談させていただいて、清水委員のほうにも、こういう回答で、変更でどうでしょうかということでご提示させていただいて、ご指示もいただく中で成案という形で最終的に委員長のほうからご判断いただいた中で、前回と同じように各委員のほうに送らせていただくということではいかがでしょうか。済みません、差し出がましいことを申し上げているかもしれません。申しわけありません。

○山西委員長　　この市のほうのスケジュールとして、これ議会で一応、指定したということは報告だけになるんですか。それとも議会の承認をとるという。

○西尾課長　　条例に基づいて承認は必要ございませんので、市長が諮問する中で答申いただいて、それを受けて、以降につきましては市長に報告した上でですけども、告示及び啓発期間を設けた上での指定、あるいは徴収の開始ということになりまして、この間パブリックコメントでも、10月ぐらいに答申いただくというような中で、以降告示させていただいた上で、2月1日を目標、計画の予定ですか、禁止地区の指定というようなことで市民の皆様方にはパブリックコメントの中でお伝えさせていただきました、事務局としてはそのスキームの中で対応したいというのが思いでございます。

ます。

○山西委員長 わかりました。予定どおりいくと、9月中には答申をもうすると。した上で、市長のほうで、その答申を受けて禁止地区の新たな指定を指示して、告示をすると。10月には告示をして、来年の2月1日から実際に過料の徴収も始めると、そういうスケジュールでいくということですね、この書いてあるように。

○西尾課長 事務局の思いとしては、そういうことで考えております。

○山西委員長 もう結論として、ここに新たに設置することについて相当であるという結論を前提にして、あと清水委員なりの意見が出てきたことで、もう少し調整を試みる、文章的な調整を試みた上で、最終的に、また委員会を開いて決めるというのはなかなか難しいかと思うので、一応そういう方法で、最終的に見た上でもうかためるということで、きょうの時点ではもう相当であるという、新たな指定については相当であるというので、委員会として決定させてもらってよろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長 じゃあ、そういうことで、これをベースにした上で、今の意見を踏まえた上で、最終的な答申の案を決めて、各委員の皆さんに見てもらって、問題なければそれで市長に答申すると、そういう形でいきたいと思います。

○西尾課長 ありがとうございます。早急に本日指摘いただいた委員長、清水委員からいただきました部分について整理させていただいた上で進めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

申し上げましたように、済みません、10月ぐらいには答申ということで、告示にもつなげていきたいなと思っていますので、ご理解のほどいただきたいと思います。ありがとうございます。

○山西委員長 ありがとうございます。

ほかに何か。

黒坂委員。

○黒坂委員　　進め方自体あるいは答申自体ということではないですけども、これだけたくさんのご意見が出て、複数で最後いろんなご意見が出ましたので、積極的に、先ほどいろんな先生方がおっしゃられたように、例えばコンテナ型でしたっけ、その上部分ですね。多分コンテナ型、恐らく建築基準法上の道路に当たるということで上の屋根が必要だということだと思っておりますけど、そうすると例えば駅の歩いているところの、歩いているというか、道路、デッキの上の屋根をつけるときに、例えば建築審査会の許可なんかで多分そういうのをつくるということになりますので、だと思っておりますので、そういうことを確認していただいて、たくさんのご意見もいただいておりますので、そのご意見に配慮したような形で、できる限り路上喫煙あるいは受動喫煙から市民の皆さんを防止するような、守るような対策を講じていただきたいなというふうに思います。

○山西委員長　　ありがとうございます。

事務局のほうから。

○西尾課長　　ありがとうございます。ちょっと再度確認させていただいた上で、よりよい選択のもとでの対応を図っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

確認事項につきましては、また後日、こういうふうに確認しましたということで、またご連絡、各委員のほう、皆様方にお伝えさせていただこうと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○山西委員長　　それでは、この議題は終わりますして、次のたばこ市民マナー向上エリア制度の活動団体についての新規の応募団体についての審議に入りたいと思っております。

この案件に関しましては、この内容自体に個人情報が入っておりますので非公開でいきたいと思っております。確認の意味も込めて、公開にするか非公開にするかについて、大阪市のほうの指針がございますので、これを事務局のほうから説明していただきます。

○西尾課長　　それでは、お手元の参考資料の一番後ろにホッチキス止めしているん

ですけれども、審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋）解釈・運用の手引きというページをごらんください。

1枚めくっていただきますと、枠囲いの1、会議の公開基準により、会議は公開するものと規定されております。しかしながら、2ページの枠囲い、(1)アの規定により、個人に関する情報がある場合は除くということから、非公開とする必要がございます。たばこ市民マナー向上エリア制度につきましては、申請書のほうが、参加者の方々の名簿、住所、氏名、電話番号、携帯電話などを資料提供いただいておりますので、ご議論いただくこととなりますので、いわゆる個人情報に該当する情報があるということで、この事案につきましては、以下、非公開ということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○山西委員長　それじゃあ、非公開ということで行きたいと考えますが、異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山西委員長　ありがとうございます。それじゃあ、申しわけありません。傍聴者や報道関係者の方々はご退席をお願いいたします。

《非公開》